

不正取引による被害の補償方針

株式会社シースクエア（代表取締役 鄭 中基）は、金融当局の事務ガイドラインを踏まえ、ご自身の責任によらず不正取引による被害に遭われた個人のお客様に対し、以下の基準に基づき、被害を補償することといたしました。

1. お客様に故意又は重大な過失があった場合	補償対象外です。
2. お客様に過失があった場合 ①お客様が紛失した本人確認書類を使用して、第三者が送金取引を行った場合 ②お客様の会員 ID、パスワードを（メモなどの形で）第三者が認識可能な状態に置いた場合など。	原則として被害額の 75%を補償します。
3. お客様に重大な過失又は過失がなかった場合	原則として被害額の全額を補償します。
4. その他、条件等 ① お客様等の銀行口座から資金を不正に引き出された場合など、当社のサービス取引とは直接の係わりのない被害については補償対象外です。 ② 原則、当社への通知から 30 日前の日以降の直近の被害が補償対象です。 ③ お客様から当社への通知は速やかかつ十分な説明があることともに、お客様による警察への被害届出も補償の条件とします。 ④ 配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人による不正取引被害は補償対象外です。 ⑤ お客様が、当社に対し重要な事項について虚偽の説明を行なった場合は補償対象外です。 ⑥ 戦争・内乱または地震・噴火に基づく著しい社会秩序の混乱に乗じてなされた取引による被害は対象外です。	

1. お客様に故意又は重大な過失がある場合の事例

- ①お客様の会員 ID/パスワードを親族等含む第三者に教えた結果、第三者がお客様になり代わって送金取引を行った場合
- ②お客様の本人確認書類を親族等含む第三者に貸し与え、その第三者が送金取引を行った場合

2. お客様に過失がある場合の事例

- ①お客様が紛失した本人確認書類を使用して、第三者が送金取引を行った場合

3. 相談窓口及び補償の手続き

名称：不正取引ホットライン

電話番号：03-3359-0028

受付時間：当社営業日の 9:30～18:00

補償の手続き：補償の手続きにおいては、追加的な本人確認をお願いすることがあります。

4. 不正取引の公表

発生した不正取引につきましては、再発防止及びお客様への注意喚起の観点から、手口等の事例として公表する場合がございます。

以上